

| 報告項目 | 報告内容 |
|---------------------|---|
| 被処分者の氏名又は法人名称 | 栗城一郎 |
| 登録番号又は法人番号 | 第80050442号 |
| 所属する単位会 | 福島県行政書士会 |
| 事務所名称 | 行政書士栗城一郎事務所（みなし） |
| 事務所所在地 | 福島県郡山市緑町18-8 |
| 処分年月日 | 令和5年11月16日 |
| 処分内容（種類） | 1年間の会員の権利の停止 |
| 上記処分をした理由 | 会費滞納 |
| 上記処分の根拠となった法令及び会則条文 | <p>福島県行政書士会会則 （会費滞納者に対する処分）</p> <p>第18条の5 本会は、当該事業年度において納付すべき会費を滞納している会員又は延納の承認を受けたにもかかわらず納付期限までに納付しなかった会員に対し納入の通知を行い、これに従わなかった場合においては、次に掲げる処分を行うものとする。</p> <p>一 個人会員に対しては、1年以内の会員の権利の停止</p> <p>二 法人会員に対しては、1年以内の会員の権利の停止</p> <p>2 前項の処分によっても会費を納入しない場合においては、次に掲げる処分を行うものとする。</p> <p>一 個人会員に対しては、廃業の勧告（会員の権利の停止を含む。）</p> <p>二 法人会員に対しては、解散の勧告又は従たる事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む。）</p> <p>3 前2項に規定する納入の通知、処分の手続その他の事項に関しては規則で定める。</p> |